

会議録
令和5年第2回更別村議会定例会
第1日（令和5年6月5日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 令和5年度村政執行方針、令和5年度教育行政執行方針
- 第 7 報告第 1号 令和4年度一般会計繰越明許費の件
- 第 8 議案第39号 更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件
- 第 9 議案第40号 更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件
- 第10 議案第41号 更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件
- 第11 議案第42号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第12 議案第43号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第13 議案第44号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第14 議案第45号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第15 議案第46号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第16 議案第47号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第17 議案第48号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第18 議案第49号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第19 議案第50号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第20 議案第51号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第21 議案第52号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第22 議案第53号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第23 議案第54号 更別村高校生等入学支援金支給条例制定の件
- 第24 議案第55号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第25 議案第56号 更別村学童保育実施条例の一部を改正する条例制定の件
- 第26 議案第57号 更別村過疎地域持続的発展市町村計画変更の件
- 第27 議案第58号 動産の買入の件
- 第28 議案第59号 国民健康保険診療所増築工事（建築主体工事）工事請負契約締結の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	織田忠司	副議長	7番	高木修一
	1番	太田綱基		2番	安村敏博
	3番	斎藤憲		4番	斎藤要子
	5番	小谷文子		6番	荻原正

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	大野仁
教育長	細川徹	農業委員会長	道見克浩
代表監査委員	笠原幸宏	総務課長	末田晃啓
総務課参事	小寺誠	企画政策課長	本内秀明
企画政策課参事	今野雅裕	産業課長	高橋祐二
住民生活課長 会計管理者	小野寺達弥	建設水道課長	石川亮
保健福祉課長	新関保	子育て応援課長	酒井智寛
診療所事務長	岡田昌展	教育委員会 教育次長	伊東秀行
学校給食 センター所長	小林浩二	農業委員会 事務局長	川上祐明

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	佐藤敬貴	書記	村田弘治
書記	山角竹志		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議 長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回更別村議会定例会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村 長 皆さん、おはようございます。本日ここに令和5年第2回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年は、長雨や暴風による乾燥などの天候不順、さらには生乳の生産抑制の影響を受け、本村の昨年度農畜産物販売高は127億円との報告がありました。前年度比減少とのことではありますが、長年にわたる高い農業技術とたゆまない営農努力に支えられた高水準での粗生産額であり、改めて生産者の皆様に敬意を表するものであります。

さて、本年は例年より雪解けが早く、竣工期の農作業も順調に推移し、その後の好天や適度の降水にも恵まれて、直近の作況状況ではほぼ例年と同じ生育状況であるとの報告がなされております。今後安定した天候が続き、堅調な農作業が進む中、豊穰の出来秋を迎えられることを切に願うものであります。

一方、依然として国内を取り巻く農業情勢は、引き続き物価高や円安、ロシアのウクライナ侵攻による燃油、肥料、飼料、農業資材の高騰により、酪農、畜産をはじめ、畑作農家にも甚大な影響を与えており、長引く農業経済の収支悪化が懸念されるところであります。昨年度、十勝管内や道内の首長による農水省、関係省庁、道内選出議員への農業危機突破に向けた中央要請を精力的に行ってきたところでありますが、引き続き手を緩めることなく、JAさらべつや関係農業機関との連携を密にした要請活動に積極的に取り組んでいかなければならないと考えているところであります。

基幹産業である農業への悪影響は、村内経済や商業活動、村民生活に直結することから、直ちに策を講じ、実施する必要があります。今回7月から10月までの4か月間の短い間ではありますが、酪農、営農事業者への水道基本料の半額免除をはじめ、物価高騰による生活支援、子育て支援などの経済負担の軽減や商業振興を多岐にわたり政策予算として計上させていただいております。どうか議員の皆様のご理解とご承認をいただき、直ちに実行に移していきたいと考えておりますので、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

改めまして、本村の農業や産業、村民の暮らしを守るため、生産者、JAさらべつ、商工会の皆さんとタッグを組み、職員一丸となって全力を尽くす所存であります。

また、依然として勢いの弱まらない少子高齢化、人口減少という大きな課題が提起をされ、さらにあらゆる分野のデジタル化の大きな波が押し寄せてきている昨今、地域の活性化を目指す地方創生や総合戦略、折り返し点を通過した第6期総合計画に搭載された年度

ごとの各分野での施策を着実に実行し、20年後、30年後の豊かで持続可能な村づくりに向けた取組をより一層前進させなければなりません。このような厳しい情勢の下、私も公約に掲げた「住みたい 住み続けたい村」、「働ける村 活力ある村」、「訪れたい村 つながりたい村」の村づくり3原則の理念をモットーに、これまで以上に住民の皆さんとの情報と意識の共有化を図り、地方自治の原点に立ち返りながら、未来につながる村づくりのスローガンの下、邁進する決意であります。改めまして、議員各位の皆様のご理解とご協力、ご鞭撻を切にお願いするものであります。

本定例会は、選挙後としておりました村政並びに教育行政の執行方針を申し上げ、関連する政策予算の補正をはじめ、提出案件につきましてご審議をお願いするものであります。

よろしくお願いを申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において3番、斎藤憲さん、4番、斎藤要子さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長の報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容について報告を求めます。

太田議会運営委員長。

○太田議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第2回村議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ5月29日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から6月9日までの5日間と認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より9日までの5日間といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は5日間と決定しました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配付しておきましたからご了承願います。

◎日程第5 一般行政報告

○議長 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配付されております。

なお、口頭での補足説明を求められておりますので、発言を許します。

西山村長。

○村 長 それでは、私のほうから一般行政報告につきまして、口頭にて補足説明をさせていただきます。

1の令和4年度企業版ふるさと納税につきましては、株式会社セイコーマート様より、金額非公表であります。ご寄附をいただいております。更別村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）実施要綱第2条に基づく「新しい時代の流れを力にして、地域課題の解決・魅力向上を図る事業」に対する指定寄附であります。

同じく株式会社レスターエレクトロニクス様より現金4,500万円の寄附をいただいております。同実施要綱第2条に基づく「新しい時代の流れを力にして、地域課題の解決・魅力向上を図る事業」に対する指定寄附であります。

同じく中央コンピューターサービス株式会社様より、金額非公表であります。ご寄附をいただいております。同実施要綱第2条に基づく「笑顔があふれる新たな人の流れをつくる事業」に対する指定寄附であります。

同じくホクレン農業協同組合連合会帯広支所様より現金100万円の寄附をいただいております。同実施要綱第2条に基づく「新しい時代の流れを力にして、地域課題の解決・魅力向上を図る事業」に対する指定寄附であります。

いずれのご寄附にも深く感謝申し上げるとともに、寄附の趣旨にのっとって有効に活用させていただきました。誠にありがとうございました。

続きまして、2の農作物の生育状況であります。別紙のとおりでありますけれども、6月1日時点の作況調査の結果によりますと、秋まき小麦につきましては村内の全体の茎数は平年より若干少ない傾向であるが、止葉期は例年より早いとのことであります。平年並みの生育状況であると聞いております。バレイショについては、萌芽期が1日時点で村内萌芽進捗80%、生育は平年並みということであります。この生育状況についても、平年並みと聞いております。豆類、大豆、小豆、手亡の播種は終了、金時は7割程度、生育状況は平年並みであると聞いております。てん菜、直播、移植ともに草丈、茎数、ほぼ平年並み、生育は順調であります。牧草、サイレージ用トウモロコシ、これにつきましても生育は順調のことというふうに聞いております。このまま順調に生育をして、豊穰の秋を迎えられることを切に願うところであります。

3の村営牧場の入牧状況であります。乳牛が105頭、和牛が54頭の計159頭となっております。昨年より大口の預けられる頭数が減ったということもあります。また、昨今の酪農、畜産関係の厳しい状況の中、なかなか村営牧場に預けるといふ点では課題もあるというふうに私としては認識をしております。引き続き村営牧場の適切で効果的な運用にしっかりと努めてまいりたいと考えております。

4番の更別村情報公開条例の運用につきましては、記載のとおりであります。お目通しをお願いするものであります。

以上、口頭での報告とさせていただきます。

○議 長 これにて村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終わります。

◎日程第6 令和5年度村政執行方針、令和5年度教育行政執行方針

○議 長 日程第6、令和5年度村政執行方針並びに令和5年度教育行政執行方針について説明の申出がありました。これを許します。

西山村長。

○村 長 村政執行方針を申し上げます。

令和5年第2回更別村議会定例会の開会に当たり、村政執行の所信を申し上げ、村議会並びに村民の皆様の深いご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は平成27年に村民の皆様の温かいご支援を賜り、村長に就任いたしました。2期8年間、公約に掲げました「住みたい 住み続けたい村」「働ける村 活力ある村」「訪れたい村 つながりたい村」を村づくり3原則に掲げ、20年後も30年後も豊かで持続可能な村づくりの実現に向けて、子育て支援や高齢者福祉の充実、基幹産業である農業の基盤整備、商工業の支援策の推進、また地方創生やデジタル田園都市国家構想など、様々な課題に取

り組んでまいりました。

このたび3期目の重責を担う者といたしまして、これまで村民の皆様から賜りました多くのご意見や思いを受け止めながら、村政の運営に全身全霊で取り組む所存であります。

昨年を振り返りますと、本村の基幹産業である農業につきましては、6月以降の多雨により日照時間も短くなり、作物の生育に大きく影響が出ることとなりました。しかしながらこのような状況にあっても長年にわたり培われた高い農業技術と懸命なご努力により127億の粗生産額を上げられましたことに、改めて農業者・関係機関の皆様のご努力に敬意を表するものであります。

一方、ロシアのウクライナ侵攻に起因する原料算出国の輸出規制により、農業資材や肥料の高騰が続いており、酪農においても生乳の生産調整や飼料価格の高騰などにより農業経営が大きく圧迫されていることから、これらに対し国や道の支援と併せて村としても関係機関と協力の下必要な支援を講じてまいりたいと考えております。

また、これからの農業生産基盤の安定化を図ることから、本年度から事業着手をされます国営かんがい排水事業新更別地区及びサラベツ川河川改修事業を推進してまいります。

更別スーパービレッジ構想につきましては、デジタル田園都市国家構想推進交付金タイプ3に採択され、10月から一部のサービスの実装を始めたところであります。人と人のつながりを守りつつ、デジタルを活用し、心身ともに豊かで便利に暮らし続けられる地域を目指し引き続き事業を推進してまいります。

新型コロナウイルスにつきましては、感染症法上の位置づけが5類感染症へ変更され、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、その一方で、世界的なエネルギー・食糧価格の高騰、欧米各国の金融引締め等の海外経済やロシア・ウクライナ情勢は不透明感が強く、引き続き原材料価格の高騰や物価上昇などの景気の下振れリスクが懸念されることから、引き続き流行状況を注視しつつ、アフターコロナに向けた動きを一段と進められるよう適切な対策を講じてまいります。

地方を取り巻く環境は、引き続き厳しいものがありますが、住民の皆さんそれぞれが、世代や分野を超えて幅広くつながり、生き生きと暮らせる更別村の実現を目指し、公約に掲げた村づくりの3原則、1つ目の「住みたい 住み続けたい村」では、子育て支援の充実をはじめとする教育・医療・福祉・住環境の整備、2番目の「働ける村 活力ある村」では、農業・商工業の振興、雇用機会の創出、3番目の「訪れたい村 つながりたい村」では、交流・関係人口の増加、観光資源の活用として、第2の道の駅の新設等の施策を与えられた任期の中で達成を目指すとともに、「第6期総合計画」のテーマである「住みたい 住み続けたいまち ともにつくろう みんなの夢大地」の実現に向け、全力で村政運営に当たってまいります。

次に、令和5年度において取り組む各種施策につきまして、総合計画の基本計画で示す基本目標ごとに申し述べさせていただきますと思います。

まず最初に、1番、便利に生活できるまちづくりであります。

「土地利用」関連につきましては

本村の自然や美しい景観を大切にしまちづくりと、効果的な土地利用の調和を目指し、関係法令や各種計画に基づいた土地利用を進めてまいります。

また、住民の生活や産業・経済活動を支える共通の基盤となる土地情報のデジタル化、オープンデータ化を進めてまいります。

「住宅・宅地」関連におきましては

令和3年度から分譲を開始いたしました「新コムニ団地」は、25区画中21区画が契約済みとなり、住宅の建設も進んでいるところであります。引き続き、残り4区画の販売促進に努めるとともに、円滑な宅地供給を行えるよう新たな分譲地の造成を進めてまいります。

また、上更別市街の分譲地については、管理する民間事業者との連携を継続してまいります。

公営住宅につきましては、居住性の向上や施設性能の維持を目的とした改修事業の実施により、適正な管理をしてまいります。

民間住宅につきましては、ニーズに応じた建設等を支援する建設促進事業や改修支援事業による助成制度を継続し、誰もが住みやすい快適な住環境整備の促進と定住人口の増加を図ってまいります。

「上水道」関連であります。

日々の生活に欠かせないライフラインである上水道につきましては、将来にわたって安全・安心な水道水を安定的に供給するため、水道施設の老朽化に対し計画的な更進を実施してまいります。

また、エネルギー価格高騰の影響を受ける村内事業者の負担軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を活用し、水道基本料金の減免を実施してまいります。

「排水処理」関連では

衛生的で快適な生活環境と公共水域の水質保全を図るためには、適切かつ安定的な生活排水処理が必要となります。

公共下水道事業につきましては、施設の劣化状況を確認するための調査を実施し、長寿命化に向けて取り組んでまいります。

農業集落排水施設につきましては、適正に維持管理するための計画を策定し、より効率的な施設管理を実施してまいります。

個別排水処理施設につきましては、農村部等における生活環境の改善と良質な水環境の保全を図るための事業を実施してまいります。

「道路」関連では

村道につきましては、歩行者や通行車両の安全性・利便性のさらなる向上が図られるよう、適正な維持管理と計画的な改修、整備を進めてまいります。

橋梁につきましては、点検調査の実施や計画に沿った改修により、安全に通行できるよ

う長寿命化を実施してまいります。

国道や道道における交通安全対策や維持管理等の懸案事項につきましては、早期着手・完成となるよう引き続き国や道に対し強く要望してまいります。

「公共交通」関連であります、

村内の公共交通につきましては、いわゆる交通弱者の方の移動手段として、市街地を循環運行する「村民バス」と農村地域のご自宅と市街地の間を運行する「更別村乗合タクシー」のサービスを提供しています。また、更別スーパービレッジ構想では、昨年度より自動運転によるサービスを開始しております。

今後も、こうした新たな公共交通機関の利用方法やメリットについて住民の理解を深めていくとともに、利用状況等を適切に把握し必要な改善を検討するなど村内公共交通環境のさらなる充実に努めてまいります。

「情報通信」関連ですが、

通信技術は生活する上で必要不可欠なものとなっております、更別スーパービレッジ構想推進事業におきまして、更別市街地商店街を共助Wi-Fiによる無料インターネットアクセスが可能なエリアとしております。

引き続き、デジタル田園都市国家構想推進交付金事業を活用し、通信網のメッシュ化、網の目のように整備をする、セキュア通信、安全な通信によって村内での安全で安定した通信網が提供されるよう情報通信事業者、研究機関等と連携しながら整備を進めてまいります。

また、通信網は、生活インフラ基盤にとどまらないことから、災害時等の有事に最適な衛星通信技術も活用しながら、さらに強靱化を図ってまいりたいと思います。

主な事業といたしましては、宅地分譲整備事業、村営住宅等改修事業、民間住宅建設促進事業、賃貸住宅建設促進事業、住宅改修支援事業、水道施設整備事業（営農用水施設整備事業）、中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策（水道基本料金減免）、下水道施設整備計画、市街地歩道改修事業、道路改良舗装事業、舗装強化事業、橋梁改修事業、乗合タクシー事業、更別スーパービレッジ構想推進事業、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業を推進することとしております。

続いて、2番目、産業が元気なまちづくりであります。

「農業」関連では

ロシアのウクライナ侵攻による国際情勢の深刻化や中国の輸出規制による肥料原料の需給が逼迫し化学肥料が高止まりする事態になっており今後の営農への影響が危惧されるところであります。

こうした中において、本村の基幹産業である農業を安定的に持続させるためには、いかなる国際状況下にあっても、次代を担う後継者の方々が夢と希望を持って継承できる更別農業を守り、発展させることが何より重要であると考えております。「快適で魅力ある農村づくり」の実現を目指して各種施策に取り組んでまいります。

農作物の生産性の向上と農作業の合理化には基盤整備が重要であることから「道営畑地帯総合整備事業」を推進するとともに、地力向上を図ることから「土づくり推進事業」を継続実施してまいります。

酪農・畜産対策では、「畜産クラスター事業」において、粗飼料の価格高騰にも対応すべく良質な自給飼料の確保を推進する自力草地更新事業や酪農飼料価格高騰対策事業をはじめとする経営支援策を実施してまいります。

スマート農業関連では、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、生産者やJA、東京大学、帯広畜産大学、ホクレン、十勝農協連と連携しながら、無人トラクターのISOBUS（イソバス）対応、デジタル牛監視モニターによる育成管理、作物の開花予測による収穫適期の最適化等のデジタルを活用した技術の実装により労働力不足の解消や生産性の向上に資するように努めてまいります。

また、ふるさと館の安定的な運用を図ることから、食品加工室の床改修を行い適正管理に努めてまいります。

懸案事項でありました上更別地域の排水対策につきましては、国営かんがい排水事業新更別地区として国の予算も確保され必要な法手続を行い本年度からの円滑な事業着手に向けて取り組んでまいります。

また、1級河川サラベツ川の局部改修につきましても調査設計が進められており、本年度からの工事着手等円滑な事業推進に努めてまいります。

有害鳥獣による農作物の被害対策として、「道営畑地帯総合整備事業」により、鳥獣害防護柵の整備を進めるほか、農協と連携し、捕獲従事者育成や被害防止資材導入助成を行い、農作物等の被害防止に努めてまいります。

担い手育成対策としては、関係機関で構成する更別村農業担い手育成センターが主体となって、農業後継者の育成支援を図るほか、農業研修生の育成に努めてまいります。また、引き続き担い手推進員を配置し、相談窓口の開設や農業後継者のニーズに即したパートナー対策を推進してまいります。

続きまして、「林業」関連では

ゼロカーボン宣言を発した本村におきまして二酸化炭素の吸収源となる山林の整備は重要な事業であります。併せて国土の保全や水源の涵養、快適な生活環境の創出にもつながることありますから、森林環境譲与税を活用した「公費造林等推進事業」を継続し、森林所有者の施業意欲を高めながら森林の保全に努めてまいります。

「商工業」関連では

新型コロナウイルス感染症の蔓延によりいまだコロナ前の水準には戻らない中、資材高騰などにより、飲食店を中心に引き続き厳しい状況が想定をされております。商工事業者は、地域の雇用を担うほか地域コミュニティの場を形成する重要な役割を持っており、経営の持続化、安定化を図るため、所要の対策を講じてまいりました。今後も事業者の方々声を聴きながら必要な支援等適宜対応してまいりたいと考えております。

こうした中、消費者の購買意欲を喚起し、地元購買を推進する「商工業活性化事業」を継続して実施するほか、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響による消費の下振れを抑制するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を活用し、全住民に生活応援クーポン券を配布します。

また、消費者の利便性向上や地域経済活性化につながるキャッシュレス化を進めるため、デジタル地域通貨による地域ポイント制度の導入につきまして、商工会、NPOサラリ、どんぐりスタンプ会とも連携しながら検討を進めてまいります。

「観光」関連では

本村には、オートキャンプ場やふわふわドームを整備したパークゴルフ場、農村公園大型遊具のほか、すももの里、霧水の撮影スポットなど自然の中で楽しめる観光の場があり、こうした本村ならではの観光資源を有効に活用するとともに、特産品のPRや交流の機会として、本村ならではのイベントについて継続して支援するほか、ナショナルサイクルルートの指定を受けましたトカプチ400に関連したサイクルツーリズムに関する事業の取組等関係人口の増加に努めてまいります。

老朽化の著しいカントリーパークのパークゴルフ場につきましてもスタート台を改修し施設利用者の快適度を高めてまいります。

また、十勝スピードウェイを活用した新たなデジタル観光コンテンツ構築について、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し支援してまいります。

「起業支援、雇用創出」関連では

コロナ禍における都市部から地方への企業進出の動きが活発化する中、更別スーパービレッジ構想の関係企業をはじめとする企業の進出も増加しております。昨年度整備されたサテライトオフィスには7企業が入居しております。今後も継続的に企業誘致を推進してまいります。

雇用対策につきましては、企業等における人手不足を解消するため、無料職業紹介事業「地方版ハローワーク」を継続実施し、村内の潜在的な就業希望者の掘り起こしや移住希望者と企業との結びつけを行うほか、「地元雇用促進事業」及び「外国人雇用対策事業」を継続して実施し雇用支援を進めてまいります。

主な事業としましては、国営かんがい排水事業新更別地区、道営畑地帯総合整備事業（担い手育成型）（更別第2地区・更別第3地区）、環境保全型農業直接支援対策事業、土づくり事業、多面的機能支払交付金事業、新規就農者支援事業、畜産クラスター事業、農業経営基盤強化資金利子助成事業、村有林整備事業、森林環境譲与税活用事業、有害鳥獣駆除対策経費、商工業振興対策事業（商工会運営助成）、中小企業利子補給事業（近代化資金・事業資金）、商工業活性化事業（商工会助成金、生活応援クーポン券発行）、ふるさと創生基金事業、カントリーパーク改修事業、観光・物産総合振興事業、地域おこし協力隊事業（観光支援分）、すもも特産品開発振興事業、ふるさと館改修事業、地元雇用促進事業、外国人雇用対策事業、無料職業紹介事業、更別スーパービレッジ構想推進事業、デジタル田

園都市国家構想推進交付金事業（地方創生テレワークタイプ）を推進いたしていきたくと思っています。

続いて、3番目、心身の健康を支えるまちづくりであります。

「健康づくり、保健」関連では

疾病の早期発見と生活習慣病予防を積極的に推進し、心身ともに健やかに暮らせる村づくりを目指すため、特定健診及び若い世代を含めた各種健診の積極的な受診勧奨を行い、健診率の向上を目指してまいります。

また、母子保健事業としては妊婦健診や乳幼児健診など各種健診事業のほか、新生児への聴覚検査の費用に対する助成を継続実施してまいります。

さらに、村民の健康を守るため、乳幼児に対する各種予防接種や、インフルエンザ予防接種の助成、風疹抗体検査などを実施してまいります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染症法上の位置づけが変更となりましたが、引き続き感染症拡大防止に努めてまいります。

妊娠・出産・育児に関する様々な相談等に対応するワンストップ総合窓口であります子育て世代包括支援センターでは、コーディネーターである保健師のほか発達支援相談員、助産師、栄養士が妊娠期から子育て期にわたる不安や悩みなどに対応することにより、切れ目ない支援を実施してまいります。

また、昨年より更別スーパービレッジ構想における「ひゃくワクサービス」として13種類のサービス実装をしているところでありますが、利用者や関係者の皆様の声を聴きながら、サービス課題の解決とニーズに合ったサービスの構築に努めてまいりたいと考えております。

「地域医療」関連であります。

診療所では、医療法人北海道家庭医療学センターから医師4名、作業療法士1名、理学療法士1名の派遣を受けて運営を行っているところでありますが、新型コロナウイルスや訪問診療患者の増加への対応、及び眼科領域の診療開始など村民が安心して生活を送ることができるよう安定した医療環境の構築に努めてまいります。

将来に向けて安定した地域医療を継続していくために、住民に最も近い医療であります家庭医療を担う医師の養成と確保の問題を改善するため、医師や医学生の研修に積極的な支援・協力を行ってまいります。

また、発熱患者への対応などによる診察室の不足を補うべく、診療所の増改修工事を実施し、施設の環境整備を図るほか、「待ち時間の少ない窓口」を目指し、マイナンバーカードや電子決済システムを連携し、AI問診、診療予約、送迎手配、受診会計処理の流れをワンストップで行えるセンターを構築します。

地域包括ケアシステムの中での医療分野における役割を果たすため、患者情報共有ネットワークによる関係者の連携を図り、患者の希望に応え、一人一人に寄り添った医療の展開に努めてまいります。

「地域福祉」関連では

地域福祉を推進するために、地域を構成する各種団体、事業所、社会福祉法人等との連携に努め、地域で支え合える体制づくりを進めるとともに、地域福祉を担う人材育成に取り組んでまいります。

また、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯への負担軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を活用した支援を進めてまいります。

社会福祉センターは、災害時の緊急避難所に指定されているため、非常用発電設備を設置し、避難所の機能確保に努めてまいります。

「高齢者福祉」関連では

全国的に高齢化が進む中、本村においても在宅介護のニーズへの対応が喫緊の課題となっておりますので、各種予防事業や健康教室、生きがいづくり等の介護予防に向けた取組を継続するほか、個々のウェルビーイングの実現により健康寿命の延伸を図り、生涯現役で活躍できる環境づくりを進めてまいります。

また、医療や介護が必要となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、住民、事業者との連携・協働をデジタル化により強化しつつ、地域包括ケアシステムを推進してまいります。

今年度、新たな取組として、介護職員の研修費用を助成する、「更別村介護職員初任者研修等費用助成事業」を実施し、介護人材の安定的確保・資質向上を図ってまいります。

「障がい者福祉」関連では

健康相談や乳幼児健診において障害の早期発見に努め、必要な支援が受けられるよう相談業務の充実を図るとともに、各種支援制度の活用や情報提供に努めてまいります。

また、「第5期いきいきふれあい計画」に基づき、地域において自立した日常生活や社会生活を営めるよう、民間法人や関係機関・団体と連携して、高齢者・障害者・子どもなど誰もが相互に個性を尊重し合えるまちづくりを推進してまいります。

障害者等の住まいの場の整備につきましては、引き続き自立支援協議会など関係機関と協議を進めてまいります。また、老人保健福祉センターロビーで行っているコミュニティーカフェは、本年4月より週4日の常設営業を行っており、クローバーモアとの連携や、住民の交流の場、困り事の相談など社会福祉協議会が主体となって事業の推進に努めてまいります。

「社会保障」関連では

本村の国民健康保険の被保険者1人当たりの療養諸費は、全道でも有数の低さにあります。医療の高度化や重症化してからの診療等により医療給付費が増大し、介護給付費も認定者数の増加により年々増大しております。各種健診の受診率向上や、生活習慣病予防への指導及び疾病の早期発見、早期治療、介護予防教室の充実に努めることにより、医療給付費や介護給付費の抑制に向けた取組を進めてまいります。

主な事業といたしましては、社会福祉センター改修事業（非常用発電設備設置工事）、子育て世代包括支援センター運営事業、子ども予防接種事業（定期接種、任意接種）、母子保健事業（妊婦健診、乳幼児健診、幼児歯科検診）、特定健康診査・特定保健指導実施事業、健康増進事業（がん検診、人間ドック外）、健康増進室整備事業、インフルエンザ予防接種助成事業、新生児聴覚検査助成事業、更別スーパービレッジ構想推進事業、医療機器等整備事業（電動診療台等購入）、医療業務委託事業（医師等派遣）、医療施設改修事業（増改修事業）、価格高騰緊急支援給付金給付事業、老人保健福祉センター改修工事、高齢者在宅生活等支援事業（生活支援ハウス運営委託）、介護保険生活支援体制整備事業、介護保険一般介護保険予防事業、介護保険任意事業（シルバーハウジング管理業務委託）、介護保険在宅医療・介護連携推進事業、介護保険認知症総合支援事業、老人福祉施設等雇用対策事業、障害者地域生活支援事業、更別村介護職員初任者研修等費用助成事業を推進するものであります。

続きまして、4番目、環境を守り安心して生活できるまちづくりであります。

「防災」関連では

令和3年7月の水防法改正に伴い、村内の河川が洪水浸水想定区域の指定対象河川に指定されましたことから、北海道が作成しました「洪水浸水想定区域図」に避難場所等を記載しましたハザードマップを作成いたします。作成に当たりましては、平成29年度に作成しました「防災マップ」に掲載した内容も含め、高齢者の方にも伝わりやすい、見やすいものといたします。

また、更別村の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、更別村防災会議設置条例の規定に基づき策定しております更別村地域防災計画に関しましては、平成29年度にその内容を大幅に見直しましたが、既に5年が経過していることから、法改正や防災基本計画、北海道地域防災計画の見直しを踏まえ、改訂に向けた作業を進めていきます。

「消防、救急」関連では

老朽化した小型動力ポンプ付積載車を更進し、消防車両の適正な維持管理により確実な正常稼働を図り、火災、地震、風水害などの災害に迅速かつ的確に対応できるよう、消防署と消防団が連携し、地域の総合的な機動力を向上させてまいります。

また、救急需要増大への対応や救急業務の質の向上を図るため、医療機関との連携と救急救命士の処置範囲拡大に伴う認定救急救命士を計画的に養成し、救急業務高度化の推進に努めてまいります。

更別スーパービレッジ構想におきましては、救急搬送時の本人情報、特定健診、服薬データ、ヘルスケアデータを連携させ迅速・適切な救急対応を行ってまいります。

「交通安全、防犯」関連では

十勝管内における交通事故の発生件数は、自動車安全技術の向上や事故防止対策の推進により減少傾向にありますが、死亡者数はいまだに横ばいの状況が続いております。特に

高齢者や飲酒運転は重大な事故となるため、今後も更別村生活安全推進協議会と連携し、継続的な街頭指導と交通安全教室等により啓発活動を実施してまいります。

通学路及び生活道路の安全確保につきましては、学校、警察や道路管理者等との連携により、「通学路の合同点検」を定期的の実施し、子どもたちが安心安全に移動できる歩行空間の確保や交通安全施設の維持改善に努めてまいります。

防犯については、近年増加しているオレオレ詐欺などの特殊詐欺の防止対策や、子どもたちがSNSやインターネット等の犯罪に巻き込まれないための意識づくりを推進するため、防犯教室などの啓発活動を実施し、さらに夏休みや歳末には防犯巡回指導等の地域安全活動を実施してまいります。

「環境美化、ごみの減量化」関連では

生活様式の変化や事業活動の増加に伴い、ごみの排出量も増加傾向にあります。その処理費用は増大し、また自然環境の喪失や地域温暖化の原因にもなっております。

本村におきましても、ごみの排出量は年々増加傾向にあるため、今後も適正な分別と効率的な収集にて減量化を図り、リサイクルセンターでは資源ごみの回収により再資源化を促進し、さらに更別村環境美化推進協議会との連携により「クリーン作戦」や「花いっぱい運動」等を実施する中で、清掃活動や環境整備に努めてまいります。

また、近年増加している不法投棄への対策として、巡回パトロールの強化により自然景観の保全、環境美化に努めてまいります。

「環境共生、火葬場」関連では

国の成長戦略でありますカーボンニュートラル脱炭素社会の実現に向け、地域の課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地域創生を目的として、ゼロカーボンの実行計画を策定し、二酸化炭素排出量の削減及び再生可能エネルギーなどの利活用に取り組んでまいります。

ゼロカーボンの実行計画では、再生可能な新エネルギーとして、太陽光発電のほか、蓄電池、電気自動車、水素利用など、様々な地域資源の利活用や、公共施設等にはコージェネレーション、共同、共通に展開するということですが、熱をほかのもののエネルギーに活用していくという、相互に供給システムがコージェネレーションであります。ヒートポンプ、空気熱の利用など省エネルギーシステムの導入を検討し、さらに住民とともに脱炭素を推進するため、補助金制度の検討も進めてまいります。

また、温室効果ガス排出量を削減するため、環境負荷の少ない製品の購入や電気、燃料を節減し、省エネルギーの推進に努めてまいります。

火葬場につきましては、休止できない重要な施設であるため、日常点検の徹底とともに、必要に応じた修繕を実施し、適切な維持管理に努めてまいります。

主な事業としましては、地域防災・国民保護対策事業（ハザードマップの作成）、地域脱炭素化促進事業（ゼロカーボン実行計画）、火葬場改修事業（火葬炉制御部品交換）、消防防災設備等整備事業（小型動力ポンプ付積載車購入）、更別スーパービレッジ推進事業とな

っております。

5、人が育つまちづくりであります。本村の教育に関する総合的な施策につきまして、基本理念や根本となる方針を定めた「更別村総合教育大綱」に基づき、教育委員会との共通認識を深め、連携・協力のもと教育行政を推進してまいります。

社会教育分野におきましては、第9次社会教育中期計画に基づき、各種講座や教室の開設による学習機会の提供、文化・体育団体への活動支援、放課後のプログラミングなどの体験教室を引き続き行い、生涯学習事業を幅広く推進するとともに、今年度から導入しました指定管理者による体育施設について、民間のノウハウやアイデアを活用することにより多様なニーズに対応できる体制を図ってまいります。

学校教育分野では、急速に変化する情報社会に対応すべくICT教育の一層の充実を図るとともに、学力及び体力向上に向けた検証改善サイクルを確立し、未来をたくましく生きる子どもたちの育成に最大限取り組んでまいりたいと思っております。

また、更別村ゼロカーボン宣言に伴う環境教育の推進をはじめ、支援体制の充実、コミュニティ・スクールによる地域総がかりでの子どもの育成、学校給食費保護者負担軽減事業の継続、経年による劣化及び衛生基準を満たしていない学校給食施設の改築に向けた事務作業を進めるとともに、北海道更別農業高等学校への教育振興支援を引き続き行ってまいります。

なお、教育行政の基本方針及び具体的な施策の推進につきましては、教育委員会から申し上げます。

続いて、「子育て支援」関連では

少子化や核家族化、情報化など、我が国におきましては経済社会の急激な変化を受けて、人々の価値観や生活様式が多様化している中で、子育てに関する環境も大きく変わってきております。

そうした中、次世代の社会を担う子ども一人一人の育ちを村全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための各種施策を推進することにより、子育てに喜びや楽しみを持てることのできるような村づくりを推進してまいります。

幼児教育・保育では、給食費の無償化を行うほか、3歳児以上の保育料無償化や多子世帯への保育料軽減事業の継続に加え第1子に対する保育料の2分の1の減免を行ってまいります。

食材の高騰が続いておりますことから、給食費の値上げは避けて通れない状況ではありますが、子育て世帯に係る経済的負担に対する支援等を行うため、新たに学校給食費の無償化事業を行ってまいります。

子どもを安心して産み育てられる環境づくりとしましては、子育てに関連する相談ができる場や子育てをする家族同士が交流できる場の提供、また、認定こども園や地域子育て支援センターの運営事業を推進して行うほか、学童保育料の負担軽減を図ってまいります。

さらには、子どもたちの健全な育成を目的に実施しております出産祝金と出産・子育て応援交付金、入学祝金の贈呈を継続するとともに、新たに高校生等入学支援金制度を創設し、高校生を持つ保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

続いて、「国内外交流」関連では

外国語指導助手を配置し、授業支援をはじめ様々な場での活動を通じて、国際感覚を身近に体感できる環境を一層構築してまいります。

昨年度30回目の節目を迎えました東松島市との「どんぐり子ども交流事業」につきましては、今年度、更別村の子どもたちが東松島市に訪問する年となっております。事業を通じて引き続き絆を深めてまいります。また、JICA（国際協力機構）との連携事業として気軽に国際感覚に親しめる環境を整備し、異文化交流を一層推進するため、事業の工夫・充実に努めてまいります。

主な事業としましては、学校施設改修事業（更別小学校）、教員住宅改修事業（中央中学校教員住宅）、社会体育施設指定管理業務委託事業、トレーニングセンター改修事業、コミュニティプール改修事業、保育料軽減事業、給食主食費無償化事業、認定こども園施設型給付事業、学童保育所運営事業、地域子育て支援センター運営事業、出産祝金支給事業、出産・子育て応援交付金事業、給食費無償化事業、学校給食費保護者負担軽減事業、学校給食センター改築事業、入学祝金支給事業（小学校・中学校入学時）、高校生等入学支援事業、更別農業高校教育支援事業・生徒確保等支援事業、コミュニティ・スクール推進事業、ゼロカーボン環境教育事業、外国語指導推進事業（小中学校ALT配置）を推進するものであります。

6番目の知恵を出し合うまちづくりであります。

「情報発信、移住促進」関連では

本村への移住に関心を持つ方への情報提供やサポートの充実に努めるとともに、本村のホームページやSNSを活用して自然環境や暮らしやすさ、北海道・十勝らしいイメージなど、本村が持つ魅力の発信を図ってまいります。

また、空き地や空き家に関する情報収集の充実に努めてまいります。

「コミュニティ、協働のまちづくり」関連では

住民の自主性、自発的な活動を推進するため、地域活動を担う人材の育成とともに行政区や各種団体への活動支援により、コミュニティ活動の推進に努めてまいります。

コミュニティ活動の拠点となる行政区会館は、経年劣化の老朽化状況により計画的に改修工事を実施し、適切かつ経済的な維持管理に努めてまいります。

行政運営は、住民の参画を推進し、住民が主体となる「住民協働パートナー事業」や、地域活動を促進する「協働のまちづくり事業」により、住民と行政が力を合わせる「まちづくり」に取り組んでまいります。

人材育成事業につきましては、地域の発展に資する様々な分野の学びを提供するほか、起業や創業に関連する専門的な研修の場を提供することにより、地域の担い手づくりに取

り組んでまいります。

地域創造複合施設におきましては、「街なか交流館ma・na・ca」「農村公園大型遊具」とともに更別市街地のにぎわい創出の一翼を担う拠点施設として、良好な環境を整えるため外構整備を進めてまいります。

「青年、男女共同参画」関連では

結婚や家庭を築く意識の醸成を図るとともに、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用した「更別村結婚新生活支援事業」を継続してまいります。

「広報、広聴」関連では

広報紙やホームページ、SNSなどにより、住民のニーズに寄り添った情報を発信し、村民と行政が一体となったまちづくりに取り組んでまいります。

住民と行政が「まちづくり」を共に考え、意見や知恵を出し合う場として、行政区懇談会や出前宅配便等を実施してまいります。

「行政運営、財政運営」につきましては

限られた職員数で多様化する行政ニーズや社会情勢の変化に対応するため、職員の定年年齢引上げを踏まえた計画的、中長期的な職員の採用に努め、将来の組織を支える人材を確保しつつ適切な定員管理に努めてまいります。

また、行政サービスにつきましては、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められていることから、国が策定しました自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画に基づき、北海道自治体情報システム協議会とも連携を図りながら、情報システムの標準化・共通化、行政手続のオンライン化の推進に努めてまいります。

行政DXにつきましては、デジタル技術やデータの活用等により、行政サービスをより住民の利便性が向上するものへと変革することを目指します。政府が掲げるデジタル社会の目指すビジョンにつきましても住民の利便性向上や自治体の業務の効率化などを目的とした地方行政のデジタル化を推進する各種施策に取り組むこととされており、より優位な財源を活用したデジタル推進を図るものいたします。

財政運営につきましては、総合計画に基づく様々な施策を着実に実施していくため、中長期的な収支の見通しを踏まえた計画的な財政運営を図りながら、辺地対策事業債などの有利な起債の活用や、新たな返礼品の開発等によりふるさと納税の増収を図るなど財源の確保に努めつつ、限られた財源を効率的かつ効果的に活用するため、事業内容の精査、予算執行におけるコスト意識の徹底による経費節減に努めていきます。

また、公共施設は長期的な視点による更新・統廃合・長寿命化などが求められております。公共施設等総合管理計画に基づく計画的な維持管理により経費の削減に努めてまいります。

主な事業といたしましては、移住定住促進事業（地域おこし協力隊配置外）、行政区会館改修事業（屋根改修工事）、協働活動交付金事業、地域創造複合施設整備事業（外構工事実施設計）、人材育成事業（人材育成推進協議会助成金、東大連携講座負担金）、結婚支援事業、更別スーパービレッジ構想推進事業、デジタル活用支援事業（地域活性化企業人派遣受入）、公用車両購入事業、寄附金管理事業（ふるさと納税）を推進していくものとしております。

以上、令和5年度の村政執行に当たり基本的な方針と、主要な施策について申し上げさせていただきます。

昨年度は、開村七十五年史を編さんし、本年は、新たな未来への歩みを開始したところであります。

依然として人口減少や少子・高齢化の厳しい嵐が吹き荒れ、目まぐるしく変化する社会情勢や気候変動の中にあって、20年後、30年後の豊かで持続可能な更別村をつくり上げることは、決して容易なことではありません。

3年間の新型コロナウイルス感染症の蔓延で、希薄となった人々の絆を、いま一度取り戻し、村民が力を合わせて、ちゅうちょすることなく、未来に向かって前進することが強く求められています。

村長として3期目の重責を担うこととなりました。村政執行のリーダーとして、スローガンであります「未来への思いをつなぐ村づくり」を肝に銘じ、自覚と責任、不退転の決意を持って、山積する課題解決に立ち向かい、村民の皆様とともに豊かな更別村の実現を目指して、全身全霊で取り組んでまいり所存でございます。

村議会議員の皆様、並びに村民の皆様の一層のご指導とご協力をお願い申し上げまして、村政執行方針といたします。

○議 長 村長、配付資料の20ページの上から4行目ですか、北海道地域防災計画の件の印刷間違いありますので、口頭での訂正をお願いいたします。

○村 長 印刷間違いがあります。

私も読んで、今気がついたのですけれども、地域防災計画が正しいということでありませす。印刷ミスで大変申し訳ございません。よろしくお願ひします。訂正のほうお願ひします。

○議 長 皆さん、訂正をよろしくお願ひします。

この件は、これで終わります。

次に、細川教育長、お願ひいたします。

○教 育 長 令和5年第2回更別村議会定例会の開会に当たり、令和5年度の更別村教育委員会の所管行政の執行に関する基本的な方針について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の発生から3年が経過し、感染症法上の位置づけがようやく引き下げられるまでに至りました。教育活動においても多くの影響が出ることとなりましたが、学びの保障と感染症対策の両立に、地域・保護者・関係者の皆様のご理解とご支援

をいただきましたことに対しまして、心より感謝を申し上げます。

様々な制約がある中で社会・経済活動は大きくさま変わりし、さらにはロシアによるウクライナ侵攻が長期化する中、先行きの見通せない国際情勢下にあつて、物資の供給停滞、著しい物価の高騰など、困難な状況が続いております。このような中だからこそ、社会の礎であり原動力となる教育の歩みを止めるわけにはまいりません。子どもたちが自ら個性を磨き、創造性を伸ばし、他者と共生しながら自らの人生を切り開き、国際社会で活躍できる心豊かな人間に成長するよう、日々進歩するICT技術を効果的に活用しながら、持続可能な社会の創り手となることのできる資質・能力を身につけていくことが極めて重要です。

自立と共生の下、子どもたち一人一人の可能性を引き出し、生きる力を育むため、必要な教育の在り方をより具現化し、教育課程を明確にしながら、社会との連携、協働によりその実現を図ることが求められております。

更別村教育委員会では、総合教育大綱並びに第6期総合計画に基づき、家庭・学校・地域の連携をさらに深化させ、本村教育の充実・発展に取り組む所存であります。

初めに学校教育の推進です。

第一に、小・中学校教育の充実についてです。

Society5.0時代の到来、SDGsの推進など、より安心して暮らせる価値のある社会の実現へ向け、技術革新に感度高く対応するスキルが求められる時代となりました。

先端技術であふれる社会へ飛び出す子どもたちは、基礎的な知識及び技能の確実な習得はもとより、社会的変化を乗り越える力を身につけることが必然であることから、校内に整備した情報通信設備を効果的に活用し、学習への興味関心を高め、情報活用能力の育成を図り、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現する、誰一人取り残すことのない「令和の日本型学校教育」を一層推進してまいります。

教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る目的で実施されている全国学力・学習状況調査につきましては、ほっかいどうチャレンジテストと併せて継続的な検証改善サイクルを確立し、授業改善に取り組んでおります。昨年度は一昨年度と比較し、目に見えて結果の向上が図られたところです。今後も幼児期の教育と義務教育9年間の学びをつなぎ児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に向け、さらに取組を進めてまいります。

今後、少子化の時代に直面し、これからの義務教育の在り方について、小中一貫の連携した教育など、これまでの教育からの変革や急激な社会変化が押し寄せる中、新しい視点を取り入れた本村教育の将来的な在り方を検討します。

中札内村と共同で設置している学校教育指導主事は、専門的事項の指導に極めて重要な役割を果たしていることから配置を継続してまいります。また、十勝教育局における計画的な指導監訪問・指導主事訪問及び要請訪問を積極的にを行い、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や、教科等横断的な視点から教育課程の編成・実施を図り、生きる力の育成を推進してまいります。

グローバル社会を生きる子どもたちの基礎となる外国語教育につきましては、令和3年度より中札内村との共同で加配の専科教員を配置しており、その取組は全国にも発信されております。さらに、今年度からは外国語指導助手を全ての授業時数において配置し、3・4年生では外国語に親しみ基本的な表現などの定着を図り、5・6年生では言語材料と言語活動とを効果的に関連づけ、実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能の育成を図ってまいります。

体験的な学習を効果的に活用し、地域社会や産業界と連携しながらキャリア教育を推進し、社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力・態度を養い、子どもたちが自分らしい生き方を実現できる力を育みます。

SDGsで掲げる目標はもとより、村のゼロカーボン宣言に基づき、学校教育活動の中での環境教育を引き続き行い、環境やエネルギー問題、気候変動対策への意識を醸成してまいります。

子どもたちが心と体を一体と捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成するため、全国体力・運動能力、運動習慣等調査並びに新体力テストの結果を分析し、課題に対応した体育授業の充実・改善と、運動習慣の定着に向けた取組を一層推進し、家庭や地域と連携した運動習慣・生活習慣の定着を図ってまいります。

特別な支援を必要とする子どもたち一人一人に寄り添い、持てる力を高めるため、各学校に特別支援教育支援員を引き続き配置し、自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援してまいります。

いじめ防止や不登校児童の支援については、いじめ等の未然防止、適切な実態把握による積極的な認知と早期発見を基本として、組織的かつ迅速な対応に取り組みます。いじめ・不登校がゼロで、明るい挨拶と笑い声が絶えない学校を目指します。

また、児童、生徒、保護者、教職員が抱える様々な課題の解決に向けて助言等を行うためのスクールカウンセラーを継続して配置するとともに、複数人体制とすることで、相談対応の充実を図ってまいります。

教員の労働環境改善は喫緊の課題であります。心身の疲弊を軽減して本来やるべき業務に集中し、健康で生き生きとやりがいを持って勤務できる学校、無理なく働ける魅力ある職種とするため、「学校における働き方改革 更別村アクション・プラン 第2期」に基づき、業務負担の縮減、ICTの積極的活用、意識改革の促進などをさらに進めるとともに、集中改革期間に入った部活動の地域移行促進、校務支援システム更進による業務の効率化など、必要な措置を加速してまいります。

5年目となる更別村コミュニティ・スクールにつきましては、現在、45の事業所・企業・団体、22個人の皆様が「みんなの学校応援団」へ登録され、様々な分野で学習活動へのご協力をいただいております。

目指す子どもの姿を示した「更別村コミュニティ・スクールアクションプラン」の具体

的な取組に向けては、コーディネーターの積極的な活動の下、学校運営協議会、児童会・生徒会、コミュニティ・スクール委員会での熟議を行ってきており、地域全体で子どもたちを育てる機運をなお一層推進してまいります。

耐力度調査の結果をはじめ、他の公共施設や財政状況を考慮し検討中の中学校校舎整備につきましては、各学校の全体的な状況等も視野に入れながら、改修がいいのか、改築がいいのか、小中一体型の校舎の整備がいいのか検討を進めます。

また、施設設備の面ではトイレの洋式化やエアコンの導入につきまして、財政状況を踏まえながら複数年に分けて整備を進めます。管理状態が好ましくなかった学校グラウンドにつきましては、体制を強化し適正に管理してまいります。

第二に、幼児教育の推進についてです。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに鑑み、幼児期の健やかな成長に資する良好な環境を整備し、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるような教育が必要です。

幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児とともによりよい教育環境を創造し、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導改善を行い、小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、家庭や地域の期待に応える豊かな幼稚園教育となるように進めてまいります。

第三に、学校給食の推進についてです。

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達に資するとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う重要な役割を果たすものです。文部科学省が定める学校給食摂取基準を踏まえ、多様な食品を適切に組み合わせて各栄養素をバランスよく摂取できる献立作成はもとより、栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導を効果的に行い、日常の食事の大切さと食事の仕方について理解を深めます。

また、地元で生産される安全・安心な食材を利用することで、生産過程への理解や食育を推進する「ふるさと給食助成事業」や、多子世帯の経済的負担軽減を目的とする「学校給食費保護者負担軽減事業」を継続して実施するとともに、食材高騰により給食費の値上げが避けられない中で、子育て世帯への支援を行うため、新たに「学校給食費無償化事業」を実施してまいります。

現行衛生基準に適合しておらず、施設・設備の老朽化で安全安心な給食提供に不安を抱える学校給食センターにつきましては、望ましい給食施設へ早急に移行する必要があることから、改築に向けた基本設計業務を実施してまいります。

第四に、更別農業高等学校への支援についてです。

昨年度、創立70周年の記念すべき節目を迎えた同校で、スクールプロジェクト活動の草花分会を中心に生徒・教職員が一丸となり、企業の協力を得て先端技術を活用し、学校農場に見事なヒマワリアートを完成させたことは、記憶に新しいところであります。

10分会の活動から成るスクールプロジェクト活動は、生徒の表現力・企画力・実践力を身につけるため積極的な活動を展開し、地元の農畜産物はもとより新たな作物での栽培・加工に取り組み、企業との特産品共同開発や村の魅力を発信するなど、幅広い活動を展開しております。その成果が農業クラブ全国大会49回連続出場という偉業にも表れており、また、村内幼稚園・小中学校の教育活動へご協力をいただくなど、その活動内容は多方面から高い評価を得ているところです。

本村にとって重要な存在である同校の維持・発展へ向け、継続して教育振興の支援を行ってまいります。

第五に、子どもの安全についてです。

近年、至るところで大規模な自然災害が発生しております。有事下における子どもたちの安全確保は最優先事項であることから、各学校における防災計画の更進整備、安全教育、避難訓練の実施、教職員の防災対応能力向上など、非常時に即応できる体制を常にアップデートしてまいります。

新型コロナウイルス感染症については、感染症法上5類に引き下げられたことを受け、国・道の取扱いに準じ、適切に対応してまいります。

また、交通事故や学校事故、不審者による事件を未然に防止するため必要な措置を講じるとともに、関係機関と連携し、学校・家庭・地域一体でなお一層の安全対策を進めてまいります。

第六に、高等学校等の入学時の支援についてです。

更別村では小学校及び中学校入学時に、入学祝金を贈呈しておりますが、新たに高等学校等に入学した生徒の保護者を対象に支援金事業を設立します。保護者の負担軽減及び生徒の健全な育成を助長してまいります。

令和5年度の学校教育関係の主な事業としましては、更別農業高校生徒確保等支援事業及び教育支援事業（教育振興会助成）、指導主事共同設置事業、特別支援教育支援員配置事業、スクールカウンセラー配置事業、外国語指導推進事業（小中学校ALT配置）、更別小学校校舎等改修事業（校舎外壁及び屋体屋根外壁改修工事）、スクールバス購入事業（上更別方面バス更新）、学校情報通信技術環境整備事業（小中学校校務用システム更新）、ふるさと給食助成事業、学校給食費保護者負担軽減事業、学校給食費無償化事業、学校給食センター改築基本設計委託事業、教員住宅改修事業（更別中央中校長・教頭住宅改修工事）、更別村高校生等入学支援事業でございます。

次に、社会教育の推進についてです。

第一に、社会教育に係る学習環境の充実についてです。

本村では、生涯学習の基本理念であります「あらゆる機会にあらゆる場所で学習することができる」よう、第9次更別村社会教育中期計画に基づき、生涯学習社会の実現に向け、関係事業を幅広く推進しております。

全ての村民が生涯にわたる学習により、自己の資質・能力を高め、自分らしく幸せに生

活できるよう、ひいては人と地域社会のつながりをつくり、それぞれの学びを社会活動に活かして地域の課題解決や活性化につなげることができるよう、各年代や分野に合わせた様々な取組を充実・発展させていくことが肝要です。

未来を担う夢を持った子どもたちには、自ら考え創造する力を養い、健全な育成に資することを目的に、用途を広げた「こども夢基金」事業、プログラミング教育や青少年教育の体験事業である「さらべつ放課後子ども基地」、感受性や自己実現のきっかけづくりとなる「青少年劇場」を継続し、子どもたちの健やかな成長を支援してまいります。

グローバル化が急速に進む現代社会において、異文化と触れ合い、学びを得、広い視野で物事を測り、自主的に行動していくことが極めて大切です。今年度小中学校に配置しました外国語指導助手（ALT）を中心に、各幼稚園での交流活動、国際交流講座、関連イベントを継続するとともに、JICA（国際協力機構）との連携事業により、国際感覚へ身近に親しめる環境を構築するため、事業の創意工夫に努めてまいります。

新型コロナウイルスの影響により2年間中止していました東松島市との「どんぐり子ども交流事業」は昨年度再開することができ、30回目の節目を迎えたところであります。子どもたちのかけがえのない体験の機会を今後も継続するとともに、事業を通じて両市村の絆をさらに深めてまいります。

地域の課題を解決し、発展し続けるためには、責任ある行動のもと、新たな価値を創造し、調整能力に優れた青年層の育成が不可欠です。これからの更別村での中核的役割を担う青年層の育成事業を継続してまいります。

人生100年時代、超スマート社会に向けて社会が大きな転換期を迎える中、生涯学習の重要性はますます高まってきております。住民一人一人が生涯を通して学ぶことのできるきっかけづくりとして、学習需要や生活課題を掘り起こした社会教育講座を開講し、学習機会の提供を図ってまいります。

高齢者教育では、地域社会や同好の士と活動を共にし、人間関係の形成や交流の場となっている「末広学級」を継続して開設いたします。学級数は減少傾向にありますが、必要とされる学習のニーズと学習内容のマッチングに努め、時代に即した事業を展開してまいります。

第二に、文化・スポーツ活動の振興についてです。

文化活動では、文化協会加盟団体、郷土芸能伝承活動団体への支援を継続して行い、活動の持続的発展と活性化を促すとともに、新型コロナウイルスの影響と推察されますが、近年申込みのなかった文化振興公演事業の開催に向け、積極的にPRを図ってまいります。

他の事業と同じく、新型コロナウイルスの影響により中止を余儀なくされました総合文化祭芸能発表会は、昨年度3年ぶりに開催の運びとなりました。開催に尽力されました関係各位のご努力に敬意を表しますとともに、ステージで躍動する出演者の姿に感動を禁じ得なかったところでもあります。各団体の活動成果発表の場はなくてはならないものと改めて認識した次第であり、今後とも事業の推進に支援を行ってまいります。

「総合誌さらべつ」は、昨年度で43号の発刊となりました。多くの皆様のご協力により継続して発刊できておりますことに感謝を申し上げますとともに、様々な視点によりご寄稿いただき、本村の貴重な文化資源として重要な役割を果たしていることから、今年度も発刊へ向け取り組んでまいります。

改善センター図書室は、購入図書を精選し適正な管理を行い、限られたスペースを有効に活用しながら、様々な年代の方が気軽に図書と触れ合える場の提供に努めるとともに、他図書館との相互貸借制度の活用を継続し、当図書室に蔵書がなくとも利用できる体制を引き続き整えてまいります。

また、子どもたちに図書を身近に感じてもらえるよう、上更別小学校や上更別こどもセンターでの移動図書をはじめ、図書室での読み聞かせ事業や図書室まつりなどのイベントを継続実施し、幼少期から本に親しみを持つ機会を設けてまいります。

北海道指定天然記念物ヤチカンバは、一昨年度の保護地域内現況調査で個体数の減少傾向が顕著に見られたことから、今年度も有識者のご協力を得ながら、保護優先区画設定、支障植物防除、植生再生試験を実施し、貴重樹種の保護対策を進めてまいります。

スポーツ活動では、社会教育事業や文化活動と同様に新型コロナウイルスの影響により、体育連盟加盟団体が実施する各種大会が3年の間ほとんど中止せざるを得ない状況でしたが、感染症法上の類型が変更されたことで、活動の再開が期待されるところであります。心身の健全な発達を促し、体力向上をはじめ、達成感や精神的充足を図ることのできるスポーツは大変意義深いものがありますので、各団体の自主的な活動に対して支援を行い、村民誰もが元気に生き生きとした生活を送れるよう、改めて生涯スポーツの振興を推進してまいります。

各社会体育施設につきましては、利用に支障が生じないよう適切な維持管理に努めてまいります。また、今年度より柔剣道場、農業者トレーニングセンター、コミュニティプールを指定管理者による管理へ移行しております。民間のノウハウを得て施設の有効利用を図り、指定管理者と連携しながら村民の皆様の健康増進機会の拡大に努めてまいります。

令和5年度の社会教育関係の主な事業としましては、こども夢基金助成事業、プログラミング教育事業、どんぐり子ども交流事業、ヤチカンバ保存調査委託事業、文化振興公演等助成事業、コミュニティ・スクール推進事業、社会体育施設指定管理業務委託事業、コミュニティプール改修事業（玄関床タイル改修工事）でございます。

以上、教育行政の基本的な考え方を申し上げまして、村議会議員各位並びに村民の皆様のなご一層のご指導とご協力をお願い申し上げます。教育行政執行方針といたします。

○議長 これにて村長からの村政執行方針、教育長からの教育行政執行方針についての説明を終わります。

この際、暫時午前11時35分まで休憩といたします。

午前11時21分 休憩

午前11時35分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 報告第1号

○議 長 日程第7、報告第1号 令和4年度一般会計繰越明許費の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 報告第1号 令和4年度一般会計繰越明許費の件であります。

地方自治法第213条の規定により、令和4年度歳出予算の経費を翌年度に繰越しをした件につきまして、地方自治法施行令第146条第2項に基づき別紙のとおり繰越計算書を調製いたしましたので、報告をするものであります。

では、次のページをお開きください。令和4年度一般会計繰越明許費につきましては、年度内にその支出が終わらない見込みである歳出予算に関しまして、既に翌年度に繰り越して使用することをご決定いただいておりますが、4月1日、令和5年度に繰り越しております。

1ページをめくっていただいたところにあります令和4年度更別村一般会計繰越明許費繰越計算書でご説明をさせていただきたいと思っております。令和4年度に繰り越した歳出予算につきましては、款2総務費、項1総務管理費、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業、金額1,599万円の全額が翌年度繰越額でありまして、財源内訳は未収入特定財源、国庫支出金799万5,000円、一般財源799万5,000円であります。

款4衛生費、項1保健衛生費、汚水処理施設共同整備事業、金額6,000円の全額が翌年度繰越額でありまして、財源内訳は一般財源6,000円であります。

款6農林水産業費、項1農業費、農業振興補助金等、金額2億713万3,000円のうち1,000万円が翌年度繰越額で、財源内訳は未収入特定財源、道支出金1,000万円であります。

款10教育費、項2小学校費、新型コロナウイルス感染症対策事業、金額127万2,000円の全額が翌年度繰越額で、財源内訳は未収入特定財源、国庫支出金62万5,000円、一般財源64万7,000円であります。

款10教育費、項3中学校費、新型コロナウイルス感染症対策事業、金額56万9,000円の全額が翌年度繰越額で、財源内訳は未収入特定財源、国庫支出金27万5,000円、一般財源29万4,000円であります。

以上、ご報告とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これでは質疑を終了し、報告済みといたします。

◎日程第8 議案第39号ないし日程第10 議案第41号

○議 長 この際、関連がありますので、日程第8、議案第39号から日程第10、議案第41号 更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件までの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 では、議案第39号から41号まで一括して提案をさせていただきたいと思いません。

議案第39号 更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件であります。

更別村公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を得ようとする方は、更別村字更別南1線91番地85にお住まいの石村和也様、昭和38年7月20日生まれ、59歳であります。

続きまして、議案第40号、同じく公平委員会委員の選任につき同意を求める件であります。

同意を得ようとする方は、更別村字更別南1線92番地144にお住まいの神成哲也様、昭和45年5月5日生まれ、53歳であります。

続きまして、議案第41号、同じく公平委員会委員の選任につき同意を求める件であります。

同意を得ようとする方は、更別村字更別南9線86番地3にお住まいの宗宮純花様で、昭和46年4月18日生まれ、52歳であります。

3名の皆さんとも公平委員会委員として引き続き委員をお願いいたしたく、ご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから議案第39号から議案第41号 更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件に対する質疑を一括して行います。

質疑の発言を許します。

7番、高木さん。

○7番高木議員 確認させてください。

この3名の方々の最初の選任について、期間を教えてください。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 最初の選任をいたしました期日を手元にお持ちしておりませんので、後ほどお答えするという事によろしいでしょうか。

（「全員構わないです」の声あり）

○議 長 ほかがございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本件は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。

これから議案第39号 更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件はこれに同意することに決定しました。

これから議案第40号 更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件はこれに同意することに決定しました。

これから議案第41号 更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件はこれに同意することに決定しました。

◎日程第11 議案第42号ないし日程第22 議案第53号

○議 長 この際、関連がありますので、日程第11、議案第42号から日程第22、議案第53号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件までの12件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 それでは、議案第42号から53号まで一括して提案させていただきます。

議案第42号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件であります。

更別村農業委員会委員に次の方を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を得ようとする方は、更別村字勢雄105番地6にお住まいの高橋秀範様で、昭和38

年11月1日生まれ、59歳であります。

続きまして、議案第43号、同じく農業委員さんの任命であります。

同意を得ようとする方は、更別村字更別南7線131番地2にお住まいの斗澤博幸様、昭和37年12月2日生まれ、60歳であります。

続きまして、議案第44号、同じく同意を得ようとする方は、更別村字弘和541番地71、磯忠義様、昭和38年12月1日生まれ、59歳であります。

続きまして、議案第45号、同じく同意を得ようとする方は、更別村字更別西5線14番地24にお住まいの細川隆則様、昭和46年7月25日生まれ、51歳であります。

続いて、議案第46号、同じく農業委員の任命につき同意を得ようとする方は、更別村字更別西4線20番地12にお住まいの田中篤様、昭和53年8月20日生まれ、44歳であります。

続いて、議案第47号、同じく同意を得ようとする方は、更別村字更別190番地13にお住まいの井上仰様、昭和31年7月11日生まれ、66歳であります。

続いて、議案第48号、同じく同意を得ようとする方は、更別村字上更別南16線90番地3にお住まいの本多正芳様、昭和47年2月25日生まれ、51歳であります。

議案第49号、同じく同意を得ようとする方は、更別村字上更別南13線98番地1、藤澤典幸様、昭和41年12月13日生まれ、56歳であります。

続きまして、議案第50号、同じく同意を得ようとする方は、更別村字弘和530番地2にお住まいの家常直輝様、昭和39年3月31日生まれ、59歳であります。

議案第51号、同じく同意を得ようとする方は、更別村字更別南1線64番地2にお住まいの早坂正直様、昭和49年7月12日生まれ、48歳であります。

続きまして、議案第52号、同じく同意を得ようとする方は、更別村字更南南5線30番地14にお住まいの瀬田川憲吾様、昭和42年5月2日生まれ、56歳であります。

議案第53号、同じく同意を得ようとする方は、更別村字更南南7線44番地4にお住まいの日光裕信様、昭和47年12月11日生まれ、50歳であります。

いずれの方々も農業委員会委員としての資質と見識に優れ、ぜひとも委員として取り組んでいただきたいということでもありますので、何とぞご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

○議長 説明が終わりましたので、これから議案第42号から議案第53号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件に対する質疑を一括して行います。

質疑の発言を許します。

3番、斎藤憲さん。

○3番斎藤憲議員 ただいま農業委員会等に関する法律第8条第1項「市町村長が、議会の同意を得て、任命する」というのに従ってご提案があったわけですが、同じく第8条第7項には「市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない」とあります。

年齢に関して、40代の方お二人、50代の方8名、60代の方お二人、30代以下の若い方が

いないところがやや恨みであります、それなりに配慮されているのかと思いますが、これまで農業委員の中には1名女性の方おられたのですが、今回どうもお名前から判断すると一人もおられないというふうになっていて、提案されている方についてはそれぞれ立派な経験と見識をお持ちの方だとお見受けします。同意しないなんていうこと、およそ考えられないのですが、全体として見ますと、法第8条第7項の規定に照らしていかげなものかと考えるのですが、お考えをお伺いしたいと思います。

○議 長 川上農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長 農業委員の選任でございますが、こちらは選任規定の中で、いわゆる公募という形式を取らせていただいております、その中で推薦のあった者が今回提案させていただいている方々になっております、もちろん応募の対象といたしましては性別等で限定しているわけではございませんが、今回推薦があった方々について、結果的には今回は女性がなかったという形になっておりますので、このような提案となっているわけでございます。

以上です。

○議 長 3番、斎藤憲さん。

○3番斎藤憲議員 更別村では、先ほど申し上げたように、これまでは女性の委員がおられたのですが、もう少し経緯をさかのぼると、この農業委員会等に関する法律は2016年、平成28年4月1日に改正、施行されて公選制が廃止されて、西山村長の下で既に2回の任命がなされて、その過去2回、6年前と3年前は1名ずつ女性の方が入っております。

3年前の改選時と状況が違うのは、これ抽象的な議論ではなくて、令和2年、2020年12月25日に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画に成果目標として盛られていると。そこでは、女性が登用されていない組織をゼロにする、2025年目標です。それから、早期に女性委員の割合が20%、2025年には30%を目指すと。これ閣議決定された中に書かれております。今回1名からゼロ名になるといって、この閣議決定の男女共同参画基本計画に逆行する形になってしまうという。しかも、今任命すると3年間の任期ですから、当然2025年時点でこういった目標に達しないことが今この時点で確定してしまうということになります。この点に関しては、どっちかという任命権者である村長からお考えを伺いたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 斎藤議員おっしゃるように、女性の方も委員になっていただくのは、それはもう本当にそのとおりだと思いますし、国の方針としてもそういうような形で……。

ただ、今回は公募、推薦等で残念ながら女性の方がおられなかったということで、今後議員のご指摘のとおり、3年間、今回任期ありますけれども、そういう形で女性の方にも広く農業委員さん、男女共同ということで、それはもう当然だというふうに思いますので、そういうような働きかけも今後行ってまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議 長 3番、斎藤憲さん。

○3番斎藤憲議員 繰り返し、3回目ですので。

当然農業委員は男性が占めてきたという経緯があって、なかなか女性に手を挙げてもらうということが難しいという事情は分かります。しかし、今3つの事実を上げておきます。

まず1つは、これは今申し上げたように、国全体の目標であるということです。この目標は、農業委員だけに目標があるのではなくて、たった1つだけ簡単に例を挙げますと、役場職員で職階別の女性の割合も2025年目標として係長40%、課長補佐33%、課長22%という数字が、同じ閣議決定で上げられております。

2番目に、30%を目指す。実際30%を達成しているところは、道内では知内町と釧路町、ないことはないのです。ただ、以前は役場出身の方が1名おられたように思いますが、やはり30%、12名中なら4名必要ですが、そうするとやっぱり農業者の方から出てきていただかないと難しいという2番目の事実です。

3番目に、この公募、推薦ということで、私も農村部にたまたま住んでおりますので、行政区の集会で話が出ました。どちらかというと、やったださる方を探すのに非常に苦労しているという、人手不足であるということがあります。そうすると、上から目標が下りてきたというよりは、慣例的に男性が占めてきた役職を女性にも引き受けてもらうことで、一部の人に極端な負担が集中する事態を回避しなければならないという状況があるという。

この3つの具体的な事実を今指摘しましたが、これらを踏まえて村長に、今回の任命はもうこれは同意するしかないと思いますが、任期の3年後を見据えてどのような基本的方針と具体的な方策で農業委員の年齢、性別の偏りをなくすという法に定める目標、そして具体的な数値目標を達成していくのかというお考えをいま一度お伺いしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今るる数値を上げてお話がありました。

女性の男女共生というのですか、共同というのは当然のことだと思っておりますけれども、今後に向けて今ご指摘のあった点、配慮しながら検討させていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

これから議案第42号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

これから議案第43号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

これから議案第44号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

これから議案第45号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

これから議案第46号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

これから議案第47号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

これから議案第48号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

これから議案第49号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

これから議案第50号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

これから議案第51号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

これから議案第52号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これ

に同意することに決定しました。

これから議案第53号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 議案第39号ないし日程第10 議案第41号の保留答弁

○議 長 ここで先ほど議案第39号から41号の審議において保留となっておりました高木議員からの公平委員会委員の任期についての質問に対して末田総務課長より発言が求められておりますので、これを許します。

末田総務課長。

○総務課長 大変申し訳ございませんでした。

高木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議案第39号で同意をいただきました石村和也さん、最初に選任をいたしましたのは平成23年7月28日、第40号で同意をいただきました神成哲也さん、最初に選任をいたしましたのは平成21年6月16日、議案第41号で同意をいただきました宗宮純花さん、最初に選任をいたしましたのは平成27年12月10日でございます。大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議 長 答弁終わりました。

高木議員、よろしいでしょうか。

○7番高木議員 はい、よろしいです。

○議 長 それでは、この件は終了いたしました。

◎日程第23 議案第54号

○議 長 それでは、日程第23、議案第54号 更別村高校生等入学支援金支給条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第54号 更別村高校生等入学支援金支給条例制定の件であります。

更別村高校生等入学支援金支給条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、高等学校等に入学した生徒の保護者を対象に、入学支援金を支給し、経済的負担の軽減及び生徒の健全な育成を助長することを目的として、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、更別村に住所を有する高等学校等に入学した生徒の保護者を対象に、入学支援金として現金5万円とどんぐり商品券5万円を支給するものであります。

1ページめくっていただいて、条例本文であります。

第1条は、目的について規定をしております。高等学校等に入学した生徒の保護者を対象に、入学支援金を支給することにより、経済的負担を軽減するとともに、生徒の健全な育成を助長することを目的としております。

第2条は、定義規定であります。

第3条は、支給対象者について規定しており、本村に住所を有している保護者に対し支援金を支給する。ただし、更別村村税の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例（平成25年度更別村条例第24号）第2条第2号に規定する特定滞納者等につきましては支給しないこととしています。

第4条は、支給額について規定をしており、生徒1人につき現金5万円と更別どんぐりスタンプ会が発行するどんぐり商品券5万円としています。

第5条につきましては、支給の時期について規定しており、支援金は生徒が高等学校等に入学した年の6月末日までに支給することとしています。

第6条は、申請及び決定について規定をしています。

続きまして、次のページにまいります。第7条につきましては、支援金の返還について規定をしております。

第8条は、委任規定であります。

なお、附則といたしまして、施行期日、1番、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日より適用する。

令和5年度に支給する支援金の支給時期、2、令和5年度に限り、支援金の支給時期は第5条の規定にかかわらず、令和5年8月末日までとする。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（「訂正よろしいですか」の声あり）

○議 長 西山村長。

○村 長 申し訳ありません。

先ほど現金5万円とどんぐり商品券5万円と言いましたけれども、正しくはどんぐり商

品券5万円分であります。生徒1人につき現金5万円と更別どんぐりスタンプ会が発行するどんぐり商品券5万円ではなくて、5万円分でありますので、訂正をよろしく願います。申し訳ありません。

○議 長 ただいま村長から訂正の申出がございました。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議 長 それでは、説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第54号 更別村高校生等入学支援金支給条例制定の件は、産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにししたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号 更別村高校生等入学支援金支給条例制定の件を産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。

◎日程第24 議案第55号

○議 長 日程第24、議案第55号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第55号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村国民健康保険税条例（昭和52年更別村条例第10号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）の施行に伴う関連条文の改正及び国民健康保険税（以下「保険税」という。）に係る資産割額の廃止に向けた保険税率等の配分の見直しなど、国民健康保険特別会計事業勘定の健全化を目的とした税率等の変更に伴う関連条文の改正及び低所得者に対する保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向を踏まえ所要の見直しを行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を2万円引き上げ22万円とするものであります。

(2)、国民健康保険税の基礎課税額に係る所得割率を0.5%引き上げ4.0%、資産割率を5%引き下げ5%とするものであります。

(3)、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る所得割率を0.03%引き上げ2.03%、資産割率を1.6%引き下げ1.7%、均等割額を100円引き上げ6,100円、平等割額を200円引き上げ6,200円とするものであります。

(4)、国民健康保険税の介護納付金課税額に係る所得割率を0.05%引き上げ0.7%、資産割率を1.2%引き下げ1.2%とするものであります。

次のページにまいります。(5)、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の減額に係る上限額を2万円引き上げ22万円とするものであります。

(6)、国民健康保険税の減額の基準につきまして、5割軽減の対象となる所得の算定におきまして被保険者等の数に乗ずべき金額を5,000円引き上げ29万円とするものであります。

(7)、国民健康保険税の減額の基準につきまして、2割軽減の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額を1万5,000円引き上げ53万5,000円とするものであります。

(8)、国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の見直しに伴い、低所得者に適用される軽減額の一部を改正するものであります。

(9)、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険税の減免対象となる保険税の納期限を延長するものであります。

(10)、その他、関連条文等の改正並びに法令等の整合を図るため字句を改めるものであります。

なお、小野寺住民生活課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げます、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 それでは、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

今回の一部改正につきましては、地方税法の改正に伴いまして、高齢化等による医療給付費の増加や被保険者の所得が十分に伸びない状況と、また中間所得層の負担を抑えるため、後期高齢者支援金等課税額の限度額を引き上げ、そして低所得者に係る軽減措置については軽減判定基準額を見直すものとなっております。また、激変緩和措置に伴う北海道からの繰入金終了や全市町村が資産割を廃止して賦課方式を統一するために昨年からの段階的に税率等を見直ししておりますけれども、税負担の公平性と会計運営の健全化を図るための改正としてございます。さらに、新型コロナウイルス感染対策による収入が減少した場合の減免特例の対象年度が終了となりましたが、賦課変更などによる納付日の対応させるため、納期限の延長を改正としてございます。

それでは、改正箇所について説明をさせていただきますので、新旧対照表の1ページをお開きください。なお、文言整理などの説明は省略とし、改正後の要点のみを説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

第2条第3項ですが、後期高齢者支援金等課税額は、所得割、資産割、均等割、平等割の合計額で計算をしておりますけれども、その金額を超える場合の課税限度額を2万円増とするため、改正後の下線部を22万円に改めるものでございます。

第3条第1項ですが、基礎課税額の所得割額は所得の合計額に乗ずる率を0.5%増とするため、改正後は100分の4.0に改めるものでございます。

第4条第1項ですが、北海道では令和8年度までに全市町村の資産割を廃止する方針になっておりまして、その廃止分を段階的に調整をするため、税率等の配分を見直ししてございます。基礎課税額の資産割額は、土地及び家屋に係る部分に乗ずる率を5%減とするため、改正後は100分の5に改めるものでございます。

第6条第1項ですが、後期高齢者支援金等課税額の所得割額は所得の合計額に乗ずる率を0.03%増とするため、改正後は100分の2.03に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第7条第1項ですが、後期高齢者支援金等課税額の資産割額は廃止に向けて段階的に調整をしております、固定資産税の土地及び家屋に係る部分の乗じる率を1.6%減とするため、改正後は100分の1.7に改めるものでございます。

第7条の2第1項ですが、後期高齢者支援金等課税額の均等割額は100円増とするため、改正後は6,100円に改めるものでございます。

第7条の3第1項第1号ですが、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を200円増とするため、改正後は6,200円に改めるものでございます。

第8条第1項ですが、介護納付金課税額の所得割額は所得の合計額に乗ずる率を0.05%増とするため、改正後は100分の0.7に改めるものでございます。

第9条第1項ですが、介護納付金課税額の資産割額は廃止に向けて段階的に調整をしております、固定資産税の土地及び家屋に係る部分に乗ずる率を1.2%減とするため、改正後は100分の1.2に改めるものでございます。

第15条第1項ですが、国民健康保険の減額は所得に応じて第1号から第3号まで、7割、5割、2割の軽減措置を規定しておりますけれども、後期高齢者支援金等課税額から減額した課税限度額を2万円増とするため、改正後は22万円に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第1号では、低所得者の7割軽減を規定しておりますが、ウですけれども、後期高齢者支援金等課税額の均等割額になりまして、第7条の2第1項の規定により均等割額が6,000円から6,100円に改正となりますので、6,100円の7割で計算をしまして、改正後は4,270円に改めるものでございます。次のエ、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額ですが、アからウの7割軽減ということで、第7条の3第1項第1号の規定により平等割額が6,000円から6,200円に改正となり、またさらに特定世帯の軽減措置、これが適用となりますので、計算をした改正後はアが4,340円、イは2,170円、ウは3,255円に改めるものでございます。

第2号は、低所得者の5割軽減を規定しておりますが、軽減判定基準額の見直しがあり

まして、基礎課税額に加算される額が5,000円増となりまして、改正後は29万円に改めるものでございます。次に、ウですが、前号と同様になりますけれども、後期高齢者支援金等課税額の均等割額になりまして、均等割額が6,100円に改正となりますので、その6,100円の5割で計算をし、改正額は3,050円に改めるものでございます。次のエも前号と同様になりますけれども、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額でアからウが5割軽減となり、さらに特定世帯の軽減が適用ということになりますので、平等割額6,200円で計算をした結果、改正後はアで3,100円、イで1,550円、ウは2,325円に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第3号は、低所得者の2割軽減を規定しておりますが、軽減判定基準額の見直しがありまして、基礎課税額に加算される額、これが1万5,000円増となり、改正後は53万5,000円に改めるものでございます。次に、ウですけれども、後期高齢者支援金等課税額の均等割額になりまして、均等割額が6,100円に改正となりますので、6,100円の2割で計算をして、改正後は1,220円に改めるものでございます。次のエは、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額でアからウが2割軽減となりまして、またさらに特定世帯の軽減が適用ということになりまして、平等割額6,200円で計算をした結果、改正後はアで1,240円、イは620円、ウは930円に改めるものでございます。

次に、第15条の2第1項及び、次のページをお開きください。第16条の2第2項ですが、地方税法の改正に伴いまして改正後の下線部のとおりとなりますけれども、文言整理による改正としてございます。

次に、本文の附則第2項から附則第13号までとなりますけれども、次のページから5ページほど進みまして、最後のページまでとなります。各項では、地方税法の改正に伴い、改正後の下線部のとおりとなりますが、文言整理の改正としてございます。

最後のページの附則第14項ですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等の減免対象期間は令和4年度までとなり終了となりますが、賦課変更などによる納期限にも対応させるため、改正後は令和5年12月31日に改めるものでございます。

最後に、附則となります。第1条ですが、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用とするものでございます。

第2条ですが、条例改正後の規定は、令和5年度以後の国民健康保険税について適用とし、令和4年度分までについては従前の例とするものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これでは討論を終わります。

これから議案第55号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第56号

○議 長 日程第25、議案第56号 更別村学童保育実施条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第56号 更別村学童保育実施条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村学童保育実施条例（平成15年更別村条例第44号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村学童保育所の月額保育料を減額することにより、より子育てをしやすい環境を整備するため改正しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、第3条第1項中、保育料「月5,000円」を「月2,500円」に改めるものであります。

次のページは、新旧対照表であります。条例、現行、見出し、保育料の第3条の下線部、児童1人につき月5,000円を、改正後は児童1人につき月2,500円に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものであります。

2、この条例の施行の際、学童保育所に入所する児童の保護者の既に納められた保育料につきましては、還付することにより減免したものとします。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、安村さん。

○2番安村議員 確認をさせてください。

今般の学童保育の関係の月額減免措置ということのご提案でございますけれども、今の学童の在り方というのは、以前にご指摘をさせていただいて、学童に入所できる学年が1年生から6年生までということで、定員をどうするかという課題が残ったわけですね。

ども、今のこどもの森という形で委託されているわけですが、基本的にこの学童保育について、まず定員がどうなっているのかという1点、確認をさせていただきたいと思っておりますので、お願いします。

○議長 長 酒井子育て応援課長。

○子育て応援課長 定員は、現在80名としております。

○議長 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 ありがとうございます。

児童数も減ってきてということもありますので、多分待機というか、入所できない子どもたちがどうなのかなという、まず1点心配がありましたので、ご質問させていただきました。

いわゆる希望者全員が学童保育で受入れ可能になっているかどうかの点も含めて、もう一度伺いさせていただきます。

○議長 長 酒井子育て応援課長。

○子育て応援課長 現在学童保育所の利用者数でございますけれども、6月1日現在で69名ということで入所の条件に当てはまって希望している方については全員入所できている状況でございます。

○議長 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 ありがとうございます。ちょっと安心した部分があります。

ただ、80名という入所希望というか、定数が決まっているということで、もし80名を超えた場合の例外的なものが発生する可能性がありますので、その点十分留意しながら進めさせていただきますように要望させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 長 ほかにありませんか。

1番、太田さん。

○1番太田議員 この理由として、より子育てをしやすい環境ということで提案がありましたが、現在、今の学童の部分はこどもの森として利用する子どももいるわけですが、そのこどもの森を利用している子どもに対する減免はどのようになるのか。

というのは、現在、今、学童が先ほどの質問でも69名いるよということであったのですが、同じようにこどもの森として利用している方々がいらっしゃいます。では、そういった人への配慮はどうなるのかなど。また、小学1年生から6年生まで対象になる中で全校生徒がもちろん対象になると思うのですが、定員は80名ということで、万が一、では全員が入りたかったときには誰かが入れないということになったときには、この平等、公平性というものが保たれないと思うのですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長 長 酒井子育て応援課長。

○子育て応援課長 こどもの森につきましては、どんぐり福祉会による事業であります。

め、今回こどもの森の保育料との調整は行っていないところであります。

定員を超えて仮に利用希望があるような場合につきましては、待機者が出るということにもなりますので、そのときには方策を検討する必要があると思っております。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 やはりそういったところも私は課題があるのではないかなと思っております。

今はこどもの森ということで、同じ学童に通っている子どもということで質問しましたが、この放課後の時間ということに関して言えば、もちろん少年団活動にも関わっていて、この少年団活動に関しては指導者もなかなかいないとか担い手がいないとか、少年団が、子どもたちが十分に人数を確保した上で少年団活動ができないというような環境がある中で、ここともなるべく整合性をつけていかなければならないところもあるのかなと私自身は感じています。

子育て支援については、この国も推進していくということで、学童のことについても少し話はあるのですけれども、今回はこれを先越して更別村として一般財源、単費を使って行うということですが、さらにここに対する考えと、更別村独自の対策であるならば、更別村が抱える子育て対策に対する方針があってしかるべきではないかなというふうにも考えているところですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議 長 西山村長。

○村 長 今、太田議員さんがおっしゃった部分、私も調べてみましたけれども、今現在、小学校は127名、そのうち1年生が学童に入っているのは16名、こどもの森が2名で、学年全体の78%が来ております。2年生は、学童が18名、森の子が1人で79%、3年生が学童が13名、森の子が6名、83%の子が通っています。4年生は学童が9名、そして森の子が1名で63%、5年生は学童が10名、森が4名で67%、6年生は学童が3名で、森の子が5名で40%ということで、1、2、3年生がほぼ80%の子が通っているということであり、そのようなニーズがあるということですが、いま、一つは、太田議員おっしゃったとおり、学童に来られていない子もいますよね。その部分もやっぱり子育て支援の中では私も執行方針の中でも述べさせてもらいましたけれども、やっぱりそういう支援策をしっかりと取っていくことが、ひいては今、分譲もしますけれども、移住、定住にもつながりますし、安心して子育てをできる状況がつかれるのではないかなというふうなことを思っています。

今、上更別の児童センターのほうもいろいろな改善策を申し出ているので、その部分をしっかりと対応していくということで、村全体としてやっぱり放課後の子どもの居場所づくりとか、そういうものをしっかりと整えていくということでもあります。

今現在ある部分については、保育料が5,000円ということで、なかなか森の子行っている方の中でも5,000円の保育料が高額で入れられないというような状況もありますし、いろんな家庭状況もあるというふうに聞いております。今いろんな課題がありますけれども、その

部分をしっかり検討していく、改善していくということに制度的にもしっかりやっていくということ的前提にしながら、今回、今、希望する方が全員入られて、そして減免策を活用して利用をしていただきたいと。それがひいては子育て支援に、少子化対策につながるというふうに今としては考えておるところであります。

以上です。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 今後その子育てに対する制度は検討していくということなのですからけれども、これはもし先行して村の単費でやるのであれば、やはりそういった指針、方針があつてしかるべきではないかなと私は思っております。ましてや、このこどもの森の利用料金、学童ではなくてこどもの森の利用料金というものは、今年度から値上がりがしています。そういったことも考えれば、こどもの森の利用に対する、民間に任せているところはあるのでしょけれども、そういったことも考えれば、こどもの森の、では利用者は増えたままだけれどもどうなるの、ということとかも懸念されるところでありますし、ましてや放課後ということであれば、少年団活動、そういったものの推進ということも、やはり整合性を図らなければいけない。ましてや、先ほど教育行政執行方針の中でも、この少年団活動、放課後活動については、心身の健全な発達を促し、体力向上をはじめ、達成感や精神力充実を図ることのできるスポーツは大変意義深いものがある。村民誰もが元気に生き生きと活躍した生活を送れるよう、活動の支援を行いたい云々ということが書いてあるのですけれども、やはりこういったことに関して、更別村の子どもたちって一生懸命運動もしていますよね。そういったことも考えれば、やはりそういった全体像がしっかりあつた中での提案であつてほしかったというところがあるのでありますけれども、改めてその辺の考え、全体的に関する平等性の考えについて改めてご答弁いただければと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 太田議員さんのご指摘の部分ですけれども、公平性と、少年団活動もありますし、それは放課後の子どもの過ごし方全体に関わってくることでもありますし、私自身としては放課後子どもたちが少年団であれ、あるいは就労していたり、ひとり親家庭のお子さんがやっぱり安心して預けられる状況というのはありますし、強いて言えば本当に放課後全体で就労いかんにかかわらず、今、保育所も国の指針では働いていようと働いていなくても預けられるというような状況があつて、村は認定こども園に代わって働かなくても預けられるようにはなっておりますけれども、その部分はしっかり考えていかなければいけないと思います。少年団のことについても、本当に地域の方々の指導者がよくやっておりますし、その部分もしっかり含めて、この場で私は指針としては村長になつたときから子育て支援とか少子化対策ということで、この部分については大きく取り上げて一貫してやってきておりますので、今、太田議員の指摘の部分もしっかり加味しながら、その部分を改善したり検討したりして、そういう提案もさせていただきながらやっていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

1番、太田さん。

○1番太田議員 私は、この原案に反対いたします。

その理由といたしまして、子育て支援については国も推進していくということもありますが、これは現在更別村の独自財源で行いたい事業であり、その平等、公平性が保たれる指針をまだ示されておらず、今後子育てに対する制度を確立していくということですが、そういった制度が確立された上で提案される議案であったと思いますので、今回この議案に対しては反対いたします。

○議 長 原案に対する賛成者の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 原案に対する反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 原案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荻原さん。

○6番荻原議員 私は、今現在の社会状況の中で非常に各家庭、大変な思いをしてやっていらっしゃるという中で、こういう形の子育て支援というのは私は大変重要なことかなと思っております。

太田議員の言われる内容もよく十分承知しておりますけれども、私はやはり非常に時間というか、スピーディーに家庭を支援する意味において、今回のこの条例の提案については賛成をしたいというふうに思っております。

○議 長 原案に対する反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 原案に対する賛成者の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第56号 更別村学童保育実施条例の一部を改正する条例制定の件の採決をします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします、本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 2時09分 休憩

午後 2時12分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第26 議案第57号

○議 長 日程第26、議案第57号 更別村過疎地域持続的発展市町村計画変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第57号 更別村過疎地域持続的発展市町村計画変更の件であります。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項の規定により準用する同条第7項の規定により、更別村過疎地域持続的発展市町村計画を別紙のとおり変更するものであります。

理由といたしまして、過疎地域持続的発展施策事業の実施及び過疎地域自立促進特別事業の実施に伴い、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき更別村過疎地域持続的発展市町村計画を変更するものであります。

なお、本内企画政策課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 それでは、議案第57号 更別村過疎地域持続的発展市町村計画変更の件について補足説明をさせていただきます。

本変更計画につきましては、過疎対策事業債や過疎地域持続的発展支援交付金などの財政支援を受けるための所要の変更を行うものでございます。

計画変更に必要な北海道との協議につきましては、5月16日付で異議なしとの回答を得ているものでございます。

議案書には、変更後の計画全文を添付してございますが、説明につきましては議案資料の新旧対照表で説明をさせていただきます。

別冊の議案資料1ページを御覧いただきたいと思います。左側が改正案、右側が現行とになってございます。改正部分につきましては、改正案の欄の下線部分になってございます。

1ページ目は、目次になってございます。変更に伴うページ数の繰下げを行っております。

2ページをお開きください。5、交通施設の整備、交通手段の確保の（1）、現況と問

題点、次の欄の(2)、その対策の項目にそれぞれ下線のとおり、新たな宅地分譲事業に伴う道路整備に関する記述を追加してございます。

次に、バス運行の確保の③、乗合タクシー運行业務委託事業について、下線のとおり予算に合わせました文言の変更と事業内容の記述を追記しているところでございます。

3ページを御覧ください。(3)、計画の一覧表の(1)、市町村道、道路の事業内容に、下線のとおり宅地分譲地整備事業を追加しております。

同じく一覧表の事業名に(9)、過疎地域持続的発展特別事業、公共交通を追加し、事業内容の欄に乗合タクシー運行业務委託事業を追加しております。右側の現行では、(10)、その他に乗合タクシー運行业務を掲載しておりましたが、今年度から過疎債の充当が可能となったことから、事業名の区分を変更するものでございます。

4ページをお開きください。ページの上段及び下段、5ページの上段につきましては、6、生活環境の整備の上水道及び下水排水施設の項目にそれぞれ下線のとおり、新たな宅地分譲に伴う施設整備を追加しております。

5ページになります。5ページの下段、8、医療の確保の(2)、医療施設・設備の充実の項目に、下線のとおり③、歯科診療所維持管理事業を追加しております。

6ページをお開きください。(3)、計画の一覧表の(1)、診療施設、診療所の事業内容の診療施設改修事業に下線のとおり工事監理委託を追加し、医療用備品購入事業に下線のとおり備品名を追加し、(2)、特定診療科に係る診療施設、診療所の事業内容の歯科診療所維持管理事業に下線のとおり備品名を追加しております。

次に、10、集落の整備の(1)、現況と問題点、次の段の(3)、計画の一覧表に下線のとおり新たな宅地分譲地整備事業に関する記述を追加しております。

7ページを御覧ください。過疎地域持続的発展特別事業分を抜粋した一覧表でございます。下線のとおり、乗合タクシー運行业務委託事業に関する記述を追加したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第57号 更別村過疎地域持続的発展市町村計画変更の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第58号

○議 長 日程第27、議案第58号 動産の買入の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第58号 動産の買入の件であります。

次のとおり動産を買入れしようとするものであります。

1、買入れの目的は、更別村歯科診療所における備品購入のためであります。

2、動産の品名は、歯科用ユニット一式であります。

3、動産の数量は、3台であります。

4、契約金額は、1,174万2,002円であります。

5、買入れの方法及び時期、指名競争入札による落札であります。令和5年12月29日までに取得するものであります。

6、契約の相手方、帯広市西19条南3丁目4番12号レインボーヴィレッジ2F、北海道歯科産業株式会社帯広営業所営業所所長、新田耕氏であります。

理由といたしまして、財産の取得につきまして、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年更別村条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、資料を用意してあります。そちらのほうを御覧ください。資料（議案第58号）であります。1、入札日時、令和5年5月26日午前10時。2、指名業者、北海道歯科産業株式会社帯広営業所、株式会社ムトウ帯広支店。3、仕様内容、歯科用ユニット3台。4、納入期限、契約締結の日から令和5年12月29日までであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第58号 動産の買入の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第59号

○議 長 日程第28、議案第59号 国民健康保険診療所増築工事（建築主体工事）工事請負契約締結の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第59号 国民健康保険診療所増築工事（建築主体工事）工事請負契約締結の件であります。

国民健康保険診療所増築工事（建築主体工事）の請負契約を次のとおり締結しようとするものであります。

1、工事名は、国民健康保険診療所増築工事（建築主体工事）であります。

2、工事場所、更別村字更別190番地1。

3、契約の方法、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約によるものであります。

4、契約金額は、1億362万円であります。

5、契約の相手方、萩原・山内・小川経常建設共同企業体であります。帯広市東7条南8丁目2番地、萩原建設工業株式会社代表取締役社長、萩原一利氏であります。

理由といたしまして、工事請負契約の締結につきまして、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年更別村条例第7号）第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、資料を添付してありますので、そちらのほうを御覧ください。資料の議案第59号であります。1、入札日時、令和5年5月26日午前10時。指名業者、川田・佐藤・岡田経常建設共同企業体、萩原・山内・小川経常建設共同企業体、宮坂・加藤・更別企業経常建設共同企業体であります。3、工事内容は、国民健康保険診療所増築・改築工事です。増築床面積216.32平米、鉄筋コンクリート造平家建て、診察室2室、診察予備室、会議室、更衣室、宿直室、物品庫、書庫設置。内部改修、発熱者用トイレ、リハビリ事務スペース、休憩室、多目的室設置であります。4の工期は、契約締結の日から令和6年2月29日までであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、安村さん。

○2番安村議員 本入札については、大変苦勞した経過にあるというふうに推測しておりますけれども、いま一度確認をさせていただきます。

今回の国保診療所の関係については、建設本体工事並びに電気、機械類の工事ということで3区間に分かれております。

今、別紙資料のとおり、指名業者ということでそれぞれの企業体の説明をいただきましたけれども、これは取りあえず指名入札という形でございますので、入札業者は明確にホームページでも明らかにされていますけれども、入札行為をされた形跡の中で入札金額が全く表示されていない。その下の括弧欄に不落札による随意契約ということで、その随意契約の経過のてんまつについては後日ホームページで開示するよという内容になっております。

この随意契約に基づくものの契約の方法としてということで、申し訳ないけれども、施行令の167条の2第1項の第8号に基づくということになってはいますけれども、これ解釈の違いもあるのかもしれませんが、いわゆる競争入札に対し、まず入札者がいないとき、または再度の入札に対し落札者がいないときということで明記されてございます。

失礼に思っただけ今確認の質問をさせていただいているのですけれども、随意契約に及ぶという経過が少し不鮮明ではないかなというふうに私は感じています。契約予定金額は別にしても、やっぱりせつかく指名入札をして入札行為があったとするならば金額が出てきてしかりではないか。それによって、不落札という形の、予定金額に行っていませんよという形で再度どうするかという部分が第2弾目として発生してしかるべきでないかなというふうに一般的な考え方としてはそう思うのですけれども、それらの経過が全く見えない中で契約金が出ているということでございますので、その不鮮明さがありますので、その点の説明をいただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 それでは、ご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

地方自治法では、自治体の売買、それから貸借、請負、その他の契約は一般競争入札または指名競争入札、随意契約または競り売りの方法で契約を締結するということになっております。

指名競争入札、随意契約または競り売りは、政令で定める場合に該当するときに限りこれによることができることとされておりまして、地方自治法施行令第167条の2で随意契約ができる場合について規定をしております。同条第8号の競争入札に対し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき、このときは随意契約による締結が認められているということになってございます。

議案書にありますとおり、国民健康保険診療所増築工事（建築主体工事）に関しましては、3つの経常建設共同企業体を指名して指名競争入札を実施いたしましたけれども、落札者はおらず、入札が不調に終わったということで随意契約に移行をしております。

資料にありますとおり、入札をしているところなのですが、1回目の入札を行った結果、落札者がいなかったことから、2回目の入札を行いました。この2回目の入札を行うことを宣言した段階で、萩原・山内・小川経常建設共同企業体以外の企業体が入札を辞退され

てしまいましたので、このことから萩原・山内・小川経常建設共同企業体と随意契約を締結するという事で事務を進めさせていただいているところでございます。

ホームページの記載の状況については確認をして、どのような記載の仕方がいいのか確認をしたいと思います。

以上でございます。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 説明ありがとうございます。

そういう面のホームページの表示の仕方も含めて経過が分からないということが多分村民が見ていてもちょっと分からないという部分があったので、あえて質問をさせていただきました。

ただ、これからの入札も含めて動向を見ますと、なかなか今の、いわゆる契約に至る計画の予算措置というのは多分基本的には道単、道の施工単価で積算していると思いますけれども、なかなかそこまでの部分での積算基礎で、なかなか今までの経過見ても厳しい入札状況になっているというのは私は事実だと思うのです。それが正しいかどうか別にしても、これだけ資材も高騰しているという部分もありますので、やむを得ないと言えばやむを得ないという部分があるのでしょうかけれども、せつかく指名業者、指名入札という形のもので表示しているということは、ある程度やっぱりもう少し、事の運びをもう少し明確化すべきではないかというふうに思っています。

今の課長のご説明いただきましたように、1回目の入札、金額も何もない、指名業者だけがぼんと出ている、一覧表が出ている。そして、空欄になっていて、その下に不落札による随意契約という形でありますので、基本的にはそういう在り方というのはあるのかもかもしれませんけれども、入札行為が行われた、札が入ったというのであれば、やっぱり明確に100%超えてでも、過去にありましたね、何回か、100%、全企業というか、参加者が100%予定金額を超えているというので、2回目やっているよ。2回目に行ったのだったら、逆に言えば、いわゆる随意契約に持っていくよという部分もあったりして、その明記がまずばらばらだというのはちょっとやっぱり問題があると思うのです。その点、しっかりと統一した形のもので、なおかつ少し心配されているのは、今回はあまりにも不明瞭過ぎたという部分の表になっているので、もう少し明確にその点、せつかく指名入札しているのですから、その点やっぱり行政として襟を正してしっかりと経過も含めて表示できるようにお願いしたいというふうに思っています。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 大変申し訳ございませんでした。

過去のホームページの記載の内容も確認しまして、どのように記載したらいいのか確認させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 少し関連になるのですけれども、再入札で辞退しているところが多かったというのも、やはり昨今の価格高騰、人手不足、そういったことも本当に尽きないので、価格に関しては、資材に関しては価格がどんどん、どんどん変わってしまうという状況が本当に今懸念されて、入札辞退にまでつながるような事態になっているのではないかなと思っております。

そういったしまして、今後の契約単価の在り方などの対応、これはさらに検討すべきことがあるのではないかなと思うのですけれども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 入札を行う際の予定価格なのですけれども、入札執行時点の物価の状況ですとか人件費の状況とかを考慮して、適正に予定価格を設定はさせていただいております。そういった状況の中で、今回のような入札で落札ができなかった、不調に終わったということになっているのは、指名した業者がどのような積算をして入札額としたかは、それは想像の範囲でしかないので、そこは答弁を差し控えさせていただきますけれども、村が契約する工事請負契約の締結の中には、極端な物価の上昇ですとか、そういったものがあつた場合には基準を示して、甲乙両方から請求があつたときには契約金額を見直す条項もありますので、国内の物価の上昇が極端に変動したような場合には、そのようなことに対応できる情報には一応なつてはいますので、そういった状況で情報を使って対応は可能ということになっております。

以上でございます。

○議 長 ほかございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第59号 国民健康保険診療所増築工事（建築主体工事）工事請負契約締結の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。

(午後 2時36分散会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5年 6月 5日

更別村議会議長

同 議員

同 議員